

## 提案第6号

### 消防防災関係事業の取扱いについて

- 1 消防本部及び消防署については、現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した名称とする。
- 2 地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。
- 3 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、合併時に廃止する方向で調整する。
- 4 総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。
- 5 防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。
- 6 消防設備設置費等補助金については、稲沢市の例により調整する。
- 7 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、自主防災組織への補助については、稲沢市の例により調整する。  
ただし、祖父江町自主防災会連絡協議会は、合併時に廃止する方向で調整する。
- 8 防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
- 9 祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 - 5 消防防災関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防本部及び消防署については、現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した名称とする。</li> <li>2 地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。</li> <li>3 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、合併時に廃止する方向で調整する。</li> <li>4 総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。</li> <li>5 防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。</li> <li>6 消防設備設置費等補助金については、稲沢市の例により調整する。</li> <li>7 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、自主防災組織への補助については、稲沢市の例により調整する。ただし、祖父江町自主防災会連絡協議会は、合併時に廃止する方向で調整する。</li> <li>8 防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</li> <li>9 祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。</li> </ol>

【提案理由】

消防防災関係事業は、住民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしを実現するためには、欠かすことのできない事業である。そのため、新市においても、災害時等における指揮命令系統に支障が生じないように、無線設備や防災計画について、早期に統一できるよう調整する必要がある。

また、災害時等においては、自主防災組織の役割も重要であるため、その育成・強化のため、資機材等の整備や補助についても、充実を図る必要がある。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
応援協定、区域	該当なし	災害応援協定 協定先 中島郡平和町、海部郡八開村 及び海部郡佐織町  消防相互応援協定 協定先 中島郡平和町、海部郡八開村 及び海部郡佐織町	災害応援協定 協定先 中島郡祖父江町、海部郡八開村 及び海部郡佐織町  消防相互応援協定 協定先 中島郡祖父江町、海部郡八開村 及び海部郡佐織町		<ul style="list-style-type: none"> <li>中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、合併時に廃止する方向で調整する。</li> </ul>
防災関係事業	総合防災訓練の実施 ・本部訓練 1会場 ・実働訓練 7会場  避難場所等 ・避難場所 26か所 ・一時避難場所 21か所  防災行政無線 ・基地局 1 ・車載用 20 ・可搬用 7 ・携帯用 14	総合防災訓練の実施 ・小学校6校区の内から毎年1会場  避難場所等 ・避難場所 8か所 ・一時避難場所 なし  防災行政無線 ・基地局 1 ・車載用 4 ・携帯用 34	総合防災訓練の実施 ・総合訓練は実施していない  避難場所等 ・避難場所 6か所 ・一時避難場所 なし  防災行政無線 ・基地局 1 ・車載用 2 ・携帯用 5		<ul style="list-style-type: none"> <li>総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。</li> <li>避難場所等については、新市に引き継ぐこととする。</li> <li>防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。</li> </ul>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
	<p>稲沢市地域防災計画 ・最終修正 平成15年</p> <p>稲沢市防災会議 ・目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集等 ・会長 市長 ・委員（32人以内） 指定地方行政機関の職員 県職員 警察官 市職員 教育長 消防機関の長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 その他 ・任期 2年 ・報酬 9,300円/日</p>	<p>祖父江町地域防災計画 ・最終修正 平成15年</p> <p>祖父江町防災会議 ・目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集等 ・会長 町長 ・委員（23人以内） 議会議員 教育委員会委員長 消防団長 消防委員会委員長 指定公共機関の職員 警察官 関係機関の長 ・任期 2年 ・報酬 6,000円/日</p> <p>祖父江町消防委員会 ・目的 消防団の運営、消防施設等の整備・改善等についての調査・審査又は意見の具申 ・委員定数 12人 ・現員数 12人 ・報酬 14,700円/年</p>	<p>平和町地域防災計画 ・最終修正 平成12年</p> <p>平和町防災会議 ・目的 地域防災計画の作成・実施、災害に関する情報収集等 ・会長 町長 ・委員（14人） 町職員 議会議長 教育委員会委員長 消防団長 ・任期 規定なし ・報酬 4,100円/日</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。</li> <li>防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</li> <li>祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。</li> </ul>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
消防関係事業	<p>消防施設設置補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A B C 粉末消火器： 8,800円（基準額）の1/3</li> <li>・ 小型動力ポンプ（B 2 級、 B 3 級、D 1 級）： 基準額の1/3</li> <li>・ 倉庫(5㎡以上)の新築、改築： 費用の1/3以内（上限 新 築30万円、改築10万円）</li> </ul>	<p>消防施設強化促進等補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国又は県の補助対象となる 小型動力ポンプ（設置）： 購入価格の1/3以内（上限 30万円）</li> <li>・ 小型動力ポンプ&lt;検定済&gt;（維 持管理）：8,000円</li> <li>・ 小型動力ポンプ&lt;未検定&gt;（維 持管理）：3,000円</li> <li>・ 腕用ポンプ：3,000円</li> <li>・ 貯水池：3,000円</li> <li>・ 井戸：3,000円</li> </ul>	<p>消防施設整備事業補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国又は県の補助対象となる 小型動力ポンプ： 購入価格の1/2以内</li> <li>・ 消防施設強化促進法に定め る防火水槽： 本体工事費の2/3以内</li> <li>・ 循環している径40mm以上の 配水管に取付ける40mm以上 の消火栓： 本体器具費及び付帯工事 の1/2分以内（除く、配管 延長工事）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 稲沢市の例によ り調整する。</li> </ul> <p>祖父江町及び 平和町が所有し ている街頭消火 器等については、 合併時に、各地区 へ移管し、その後 の維持管理は各 地区で行うもの とする。</p>
自主防 災関係 事業	<p>自主防災会 主な活動内容 総合防災訓練への参加 訓練等の実施</p> <p>団体数 202行政区中193区に自主防 災会（144）あり</p> <p>自主防災訓練補助金 ・ 訓練主催団体に限る ・ 100円/世帯</p>	<p>自主防災会 主な活動内容 総合防災訓練への参加 訓練等の実施 各研修会の実施</p> <p>団体数 71行政区中69区に自主防災 会あり</p> <p>連絡組織として、祖父江 町自主防災会連絡協議会が ある。</p> <p>祖父江町自主防災会連絡協議会補助金 ・ 協議会に対して補助 ・ 800千円</p>	<p>自主防災会 主な活動内容 防災訓練への参加 各研修会への参加 訓練の実施</p> <p>団体数 26行政区中26区に自主防災 会あり</p> <p>該当なし</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織 については、現 行のまま新市に 引き継ぎ、自主 防災組織への補 助については、 稲沢市の例によ り調整する。</li> <li>・ 祖父江町自主防 災会連絡協議会 は、合併時に廃止 する方向で調整 する。</li> </ul>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
消防本部の位置及び名称				位置 稲沢市船橋町鯉坪321番地 1 名称 稲沢中島広域事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した消防本部の名称とする。</li> </ul> (合併後) 市(新市名) 消防本部
消防署の位置、名称及び管轄区域				位置 稲沢市船橋町鯉坪321番地 1 名称 稲沢消防署 管轄区域 稲沢市、祖父江町及び平和町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した消防署の名称とする。</li> </ul> (合併後) 市(新市名) 消防署
消防本部・署の組織				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部(1)</li> <li>・ 消防署(1)</li> <li>・ 分署(3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新市の消防本部として再編する。</li> </ul>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	広域事務組合	調整方針
愛知県尾張水害予防組合	<p>愛知県尾張水害予防組合</p> <p>目的 組合の区域内の水害の防ぎよ</p> <p>区域（6市5町） 一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、葉栗郡木曾川町、中島郡祖父江町及び中島郡平和町</p> <p>管理者 知事の指定を受けた者（一宮市長）</p>	<p>愛知県尾張水害予防組合</p> <p>目的 組合の区域内の水害の防ぎよ</p> <p>区域（6市5町） 一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、葉栗郡木曾川町、中島郡祖父江町及び中島郡平和町</p> <p>管理者 知事の指定を受けた者（一宮市長）</p>	<p>愛知県尾張水害予防組合</p> <p>目的 組合の区域内の水害の防ぎよ</p> <p>区域（6市5町） 一宮市、犬山市、江南市、尾西市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、葉栗郡木曾川町、中島郡祖父江町及び中島郡平和町</p> <p>管理者 知事の指定を受けた者（一宮市長）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>2町が、合併の前日をもって脱退する。</li> </ul>
公共的団体等	<p>稲沢中島消防連合会</p> <p>目的 相互応援、消防思想の普及、消防知識及び技術の向上等に関すること</p> <p>委員数 21人</p>	<p>稲沢中島消防連合会</p> <p>目的 相互応援、消防思想の普及、消防知識及び技術の向上等に関すること</p> <p>委員数 21人</p>	<p>稲沢中島消防連合会</p> <p>目的 相互応援、消防思想の普及、消防知識及び技術の向上等に関すること</p> <p>委員数 21人</p>	<p>稲沢中島消防連合会</p> <p>目的 相互応援、消防思想の普及、消防知識及び技術の向上等に関すること</p> <p>委員数 21人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併時に廃止する方向で調整する。</li> </ul>
				<p>稲沢防火危険物安全協会</p> <p>目的 防火思想の普及宣伝、各種講習会の開催等</p> <p>委員数 15人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、現行のとおりとするが、独自性を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</li> </ul>
				<p>稲沢少年婦人防火委員会</p> <p>目的 消防ひろば協賛等</p> <p>委員数 14人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、現行のとおりとするが、独自性を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</li> </ul>

【先進事例】

市町村名	合併の期日	消防防災関係事業等の取扱い
東京都 西東京市 (新設合併)	平成13年1月21日	地域防災計画に関すること 新市において新たに策定する。 総合防災訓練に関すること 合併後も現行の内容を統一して実施する。 防災行政無線の運用に関すること 合併後も現行の内容を統一して実施する。
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。
熊本県 あさぎり町 (新設合併)	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。</li> <li>・ 地域にかかる災害予防または災害応急対策については、合併時に調整する。</li> <li>・ 水防協議会については、設置しない。</li> </ul>
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	<p>(1) 消防本部及び消防署は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 防災関係事業については、新市において調整する。ただし、防災行政無線については、合併時までに統一する。</p> <p>(3) 地域防災計画及び消防計画は、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(4) 少年・幼年消防クラブは、田原町の制度に統合し、消防防災関係団体は、田原町の制度を適用する。</p> <p>(5) その他消防防災に関する各種事務事業については、現行のとおりとする。</p>



## 【法令・取扱通知等】

### 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

#### （市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

#### （市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

#### （災害対策本部）

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

#### （市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。